

議案第46号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部
改正について

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部を次のよ
うに改正しようとする。

令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部
を改正する条例

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程（平成17年3月
天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告
があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。